

令和 7 年第 5 回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和 7 年 5 月 26 日（月） 午後 1 時 30 分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東 D 会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	神寄 由紀美
教育委員	青地 弘子	教育委員	山本 一博
教育部長	福井 健次	こども未来部長	井口 みゆき
教育部次長	堀 喜博	管理監（学校教育担当）	澤 英幸
管理監（図書館担当）	松野 勝治	管理監（幼児担当）	中村 淳子
教育総務課長	深見 勝	校務支援室長	松本 良恵
生涯学習課長	片山 晴紀	学校給食センター所長	長崎 充利
教育研究所長	田中 慶希	幼児課長	辻 温
こども政策課長	猪田 誠	学校教育課参事	中山 温子
事務局(教育総務課長補佐)	小辰 あつ子		

以上19名

開会

教育長	皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 ただ今から、令和 7 年第 5 回教育委員会定例会を始めさせていただきます。 最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第 4 回定例会」及び「第 3 回臨時会」の会議録について、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。 会議録の内容に、御異議はございませんか。
各委員	（異議なし）
教育長	それでは、会議録について、それぞれ承認いただきましたので、署名委員の皆様には後ほど署名をお願いいたします。 なお、今回の第 5 回定例会の会議録署名委員は、「青地委員」と「神寄委員」を指名させていただきますので、よろしくお願いします。 それでは、次第に従い、進めさせていただきます。 「1 報告」です。はじめに、私から教育長報告をさせていただきます。 （教育長報告） 新年度に入り、2 箇月が経過しようとしています。5 月 12 日から人事訪問ということで、小中学校の状況の聞き取りと、授業の様子を拝見するために各校を訪ねています。 これは、県教育委員会の教職員課人事担当者と一緒に来年度に向けた人事上の課題を確認し、採用計画や人事異動を円滑に行うことを目的とするもので、今の時期としては、今後の児童生徒数の推移、特別支援学級の増減を含め学級数の動向、退職者や新規採用者の状況把握、育児休業等休暇を取得する教職員の状況把握が主な目的となっています。

課題のある学校もありますが、おおむね落ち着いた授業風景が見られ、順調なスタートを切ってもらえたものと捉えています。

能登川北小学校の説明会については、前回の定例会でお話しさせていただきましたが、その後、保護者から様々な意見をいただいております。

これから、自治会別の説明会や保護者説明会を重ねたいと考えていますが、丁寧な説明に努め、理解を得てまいりたいと考えています。

4月15日、16日に埼玉県川越市で開催された全国都市教育長協議会に出席し、文部科学省初等中等教育局視学官田村学先生の講演を聴く機会を得ました。昨今の教育的課題とそれらに対する文科省としての見解を話されました。いくつかキーワードを紹介します。

まずは学習指導要領の改訂です。その改定に当たっては、分かりやすく使いやすい学習指導要領にすべきであること、多様な子供たちを包摂する教育課程の柔軟な対応、教科等において改訂すべき点について、そして教職員に過度な負担を生じさせずに実現するための方策についてといった4点を論点として議論するという内容でした。

その他にも、給特法の規制をはじめとした、教師を取り巻く環境整備や人材確保に向けた取組、不登校児童生徒への支援、いじめ対応、タブレットの更新の時期となったGIGAスクール構想の更なる推進、部活動の地域展開といったことが挙げられていました。

また、4月22日には滋賀県都市教育委員会連絡協議会が開催され、県内の教育長をはじめ教育委員の皆さんと情報共有を図ってきました。参加いただいた教育委員の皆様、ありがとうございました。

私からは、開会のあいさつの中で、定例会でもいつも申し上げている、今生まれた子供たちが小学校に進学する頃には小学校の半数が単級となり、相担の学級を担当する先輩教員から学び合うという従来からの教師力を高めてきたシステムが機能しづらくなっていることや特別な支援を必要とする子供たちの増加にも対応しきれておらず、専門的な知識を有したコーディネーターや担任の育成が急務となっていること。そして、日本語指導、外国にルーツを持つ子供たちの増加と、この子供たちが日本で暮らし続けることが予想されており、子供たちに対する日本語指導とともに学力の向上も求められる時代になったことを話しました。

しかし、外国にルーツを持つ子供たちにとって小中学校は義務教育ではなく、日本語指導のマニュアル、教科書といったものは整えられておらず、特に、この日本語指導に関しては、こういった子供たちを多く抱える地域の教育委員から「そのとおりだ」という言葉もいただきました。解決のための具体策を考え、進めなければならないと感じました。

昨日は、全国障害者スポーツ大会のリハーサル大会ということでグランドソフトボール大会が布引運動公園多目的グラウンドで開催されましたので見にいきました。弱視の方や全盲の方が様々な工夫が加えられたルールの中でスポーツを楽しんでおられました。皆さんも、10月下旬に開催される本大会に注目いただきたいと思います。

今、大阪・関西万博が開催されており、多くの方々が訪れておられ、にぎわっているようです。市内の学校でも5校が修学旅行などで訪れる予定をしております。既に終えた学校からは、特に問題なく終えたとの報告を受けており、多くのパビリオンに入るということではできなかったものの、子供たちにとっては大変よい経験になり、グループ行動などで楽しんだとのことでした。私からは以上です。

それでは、教育部長からお願いします。

教育部長

(教育部長報告)

皆さん、こんにちは。教育部の福井です。

新緑がまぶしい季節を迎えました。ようやく、新年度の慌ただしさも少し落ち着き、環境の変化にも少しずつ慣れて、仕事や生活も軌道に乗ってきたように感じています。

さて、先日の滋賀県都市教育委員会連絡協議会に出席された委員におかれましてはありがとうございました。

総会後の協議会で草津市が事例発表をされた中に「スクールE S Dくさつ」というものがありました。いわゆる教育版S D G sの取組ですが、すばらしいと感じました。地域で活躍し、持続可能な地域社会を作っていくための教育で、総合学習の時間を利用して令和4年度からモデル校を設置して取り組んでいるということでした。

ある小学校では、介護施設における健康体操の取組を、またある中学校では野菜づくりがさかんな地域で農家の協力を得ながら大根を栽培し、給食やマルシェへ提供するといったものでした。どちらも子供たちのキャリアといいますか、地域で活躍してくれる人材が一人でも二人でも出てくれば成功なのではないかと感じました。また教育委員会内でも共有し、参考にしていきたいと思います。協議会終了後の懇親会もたいへん有意義なものでした。合併後、県の担当者会議的なものが極端に少なくなったような気がしており、久しぶりにこのような機会に恵まれました。

話題は変わりますが、先日、知り合いの方から電話があり、「ケーブルテレビを見ていたら、玉緒小学校でネット依存の研修会の模様が放映された。ぜひ全市的な取組をして欲しい」ということでした。この研修会は玉緒小学校O Bで尻無町出身の富山大学医学部免疫健康政策学部准教授の山田正明先生が「医師からみた子どものネット依存」と題して、玉緒小学校の授業参観のあと、全児童、保護者に対して講演をされたものです。

レジメを見せていただくと、依存症と依存物という項目があり、依存物の特徴として「楽しい」「疲れない」「飽きない」の3つのキーワードがあるそうです。

特に「飽きない」という部分は、昔のファミコンのようにネットにつながっていないとゲームをコンプリートしたりして飽きてしまうことがあったのだと思いますが、今のネットは「飽きさせることがない」工夫がされているそうです。

びわ湖放送からも取材に来られ、そのニュースの映像も見ましたが、「脳が溶ける」ような衝撃的なC Tの映像もパワーポイントで紹介されていたそうです。

現在、タブレットの持ち帰りも可能としており、ネット接続については時間的制限やフィルタリング機能も付加はしていますが、これ以上、子供たちがネット漬けにならないよう、学校からの指導はもとより、家庭でもルールを決めていただくなど、啓発に努めていきたいと考えています。

教育部からは以上です。

教育長

ありがとうございました。それではこども未来部長から報告をお願いします。

(こども未来部長報告)

こども未来部長

こども未来部長の井口でございます。

それでは、こども未来部から2点、報告をいたします。

こども未来部長	まず1点目、夏休みのこどもの居場所づくりに関する補助金「東近江市サマースクール事業補助金」について、5月9日まで補助対象者を募集していたところ、6団体から応募がありました。審査委員会を経て、6団体全てを選定いたしました。どの団体も、計画どおりに事業を実施していただき、今後のこどもの居場所づくりの広がりにもつながることを期待しているところです。 2点目、今月24日土曜日に、保育人材の確保を目的とした、保育フェアをショッピングプラザアピアの4階アピアホールにおきまして開催したところ、保育士養成校の学生など46名の参加がありました。 見て、聞いて、体験して本市の保育の魅力を感じていただこうと、会場には様々なコーナーを設け、若手職員が中心となって対応しました。 今後も学生などに本市の保育の魅力を発信し、保育人材が確保できるよう取り組んでまいります。 以上で、こども未来部からの報告とさせていただきます。
教育長	各部長から報告がありましたが、御意見、御質問等はございませんか。
神寄教育長職務代理者	教育部長報告の中で、玉緒小学校での研修会でされた内容についての画像はどこで見ることができるのでしょうか。
教育部長	研修会のレジメに二次元コードがありますので、そちらを読み取って見ていただくことができます。
神寄教育長職務代理者	実際に画像で見ることで、子供たちは衝撃を受けて、ネットは怖いものだとは知るのはないかと感じましたので、自分で確認したいと思います。
教育部長	画像というのはびわ湖放送で放送されたもので、先生がパワーポイントを使って説明されているところになります。 高学年の子供たちは、研修会の後、振り返りもされたそうです。
教育長	玉緒小学校だけでなく、市内の他の学校でも講師を依頼していると聞いています。東近江市出身の方ですし、それぞれの学校で細かく研修をしていくなど、もっと広まれば良いと思います。
山本委員	保育フェアについて、昨年度、東京で研修があったときに関東の教育長が言われていました。そこは、順天堂大学が隣の市にあり、学生さんに時給を支払ってアルバイトのように来てもらい現場を助けていただいているそうです。行政側もそれで助かり、学生も実習のようで勉強になり、ウィンウィンだと言われていたのですが、保育士についてもそうすることは可能ですか。
管理監（幼児担当）	ボランティアとして受け入れています、賃金を支払うことはしていません。 学生ボランティアなどは、夏休みの期間などに学生から要請があれば受け入れています。

管理監（幼児担当）	また、こちらからも是非にと声を掛けさせていただくこともあります。しかし、学生さんも忙しくされているので人数的に多くはありませんが、自分が目指しているからと毎年ボランティアに来られる方もいます。
山本委員	東近江市もそういう仕組みができれば良いなと思ったので、聞かせていただきました。
青地委員	保育士だけでなく、教員もそういう機会があれば、一緒に学校で働いて少しでも自信を付けたいという意見もあったと聞きました。ただ、そういう場合、金銭の問題はともかくとして、毎日のことなどを想定すると、どのような位置づけで、どんな決まりが必要かなどいろいろな問題もあると思います。 東近江市にはびわこ学院大学もありますので、できれば早めに、保育士、教員を含めて、その辺りと話が進められ、少しでも多くの学生さんがそちらの方に向かっていただけると、市としてありがたいのではないかと思います。 先ほどの玉緒小学校で研修された山田先生の話ですが、学校側からつながりのある方が声を掛け、学校に来ていただき、それから毎年、研修をされているのではないかと思います。市のPTA連絡協議会など大きな組織で研修をしようとすると、大変だとは思いますが、できれば、今の時代、大人も子供も自分の知識として知っておく必要があるのではないかと思いますので、何らかの形で私たちも一緒に勉強する機会があれば良いと思います。
教育長	よろしいでしょうか。 続きまして、「2 報告事項」に移ります。「令和 7 年度第 1 回滋賀県教科用図書第 3 採択地区協議会について」担当課から説明をお願いします。
学校教育課参事	令和 7 年度第 1 回滋賀県教科用図書第 3 採択地区協議会について報告いたします。 5 月 20 日に行われました第 1 回協議会では、協議会規約、要綱、事業計画について確認しました。協議会の規約についてインデックス「規約」を御覧ください。 東近江市立小中学校で使用する教科書は、第 3 条にありますように、本市と近江八幡市、日野町、竜王町の 4 教育委員会で作る、滋賀県教科用図書第 3 採択地区協議会にて採択することとなっております。 組織につきましては、第 5 条にありますように、関係市町のエデュケーター、教育委員会の委員、保護者代表それぞれ 1 名の計 12 名で構成しています。 第 6 条に則り、会長を日野町教育長に、副会長を東近江市教育長に、監事を竜王町教育長と近江八幡市教育長にお引き受けいただいております。 第 13 条を御覧ください。「教科用図書の選定は、第 15 条第 3 項の報告および滋賀県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する」とあります。 第 15 条には「協議会に教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査研究会を置く」とあり、第 13 条に示されています、「第 15 条第 3 項の報告」とは、この調査研究会が協議会に報告するということになります。 次は採択要項で、その次のページが採択方針となります。この要項、方針に則って、調査研究会が教科用図書を調査研究します。

学校教育課参事	今年度は、令和 8 年度に使用する、「小・中学校特別支援学級用教科用図書」いわゆる学校教育法附則 9 条図書の調査・採択を行います。「小・中学校特別支援学級用教科用図書」については、毎年採択を義務づけられております。 8 月 18 日に第 2 回第 3 採択地区協議会が行われ、これらの調査研究結果の答申をもとに令和 8 年度から使用する教科用図書の選定を行います。その後、8 月 22 日の教育委員会において、令和 8 年度から使用します、「小・中学校特別支援学級用教科用図書」を協議・採択いただきますのでよろしくお願いします。 以上で報告を終わります。
教育長	説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	次に、「福祉教育こども常任委員会協議会報告について」教育部から報告をお願いします。
教育総務課長	教育総務課の深見です。よろしくお願いします。 私から、市立能登川南小学校及び市立永源寺中学校大規模改修工事の進捗状況について報告します。 資料の議会議決工事等進捗状況報告書（令和 7 年 4 月末現在）を御覧ください。 まずは、能登川南小学校大規模改修工事について報告します。 進捗率は、建築工事 47.8 パーセント、電気設備工事 50.4 パーセント、機械設備工事 44.6 パーセントとなっております。 現状につきましては、建築工事として増築棟及び管理棟 1 階の内装改修と管理棟及び普通教室棟の外壁塗装、電気設備工事として増築棟 1 階及び受水槽の配線工事、機械設備工事として機械室の配管工事を行いました。 今後は、管理棟及び増築棟の外壁改修工事と普通教室棟 1 階及び 2 階の内装解体工事、配線工事、換気設備工事を予定しております。 2 ページに工事写真を添付しておりますので、御確認ください。 続きまして、永源寺中学校大規模改修工事について報告します。 3 ページを御覧ください。進捗率は、建築工事 70.6 パーセント、電気設備工事 63.6 パーセント、機械設備工事 53.6 パーセント、解体外構工事 1.9 パーセントとなっております。現状につきましては、建築工事として柔剣道場の内装改修、電気設備工事として柔剣道場の配線工事及びキュービクル改修工事、機械設備工事として柔剣道場の空調設置工事、解体外構工事として旧普通教室棟足場設置工事を行いました。 今後は、柔剣道場棟の内装改修工事、電気配線工事及び空調設置工事、旧普通教育棟の内装解体工事を予定しております。 4 ページに工事写真を添付しておりますので、御確認ください。 市立能登川南小学校及び永源寺中学校大規模改修工事の進捗状況についての報告は、以上です。 続きまして、東近江市立能登川北小学校児童数減少への対応として、去る 4 月 26 日の土曜日に開催しました保護者説明会について報告します。

教育総務課長	内容につきましては、前回の定例会で委員の皆様にご報告しておりますので割愛させていただきます。 なお、委員会協議会では、教育委員の皆さんは了承されているかとの質問がありましたので、定例会で報告し御理解をいただいていることを説明しました。また、住民の皆さんには様々な思いがあると思うので、丁寧な説明をお願いしたいとの御意見を賜りました。 今後開催する地元説明会では、保護者や地域の皆様に丁寧に説明を行ってまいりたいと考えています。 東近江市立能登川北小学校児童数減少に伴う保護者説明会についての報告は、以上です。
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
山本委員	委員会協議会で、教育委員は了承しているかとの質問があったとのことですが、どういう意味でしょうか。
教育総務課長	議員に説明したことは教育委員にも同様に説明しているのかということです。
教育長	能登川東小学校への統合で進めるという方針について、教育委員も同意していただいているという認識です。
山本委員	しかし、保護者の方はまだ知らないのですよね。
教育長	いいえ、先日の説明会で教育委員会として、令和9年度に能登川北小学校は能登川東小学校に統合するということを提案しました。これを強引に推し進めるつもりはありませんが、協議を重ねていきたいということも伝えました。
山本委員	分かりました。住民の中には、教育委員会はそう言っているが、これから協議するという気持ちを持っている方もおられると聞いたので、今、教育長が言われたような考えでスタートするのであればいいと思います。
教育長	よろしいでしょうか。 続いて、こども未来部から報告をお願いします。
こども政策課長	こども政策課長の猪田です。 「こども基本法に規定するこども施策の調査審議について」説明いたします。 まず、現状につきましては、本市の子ども・子育て支援施策は、昨年度末に策定しました第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき取組を進めており、この計画の根拠となる子ども・子育て支援法において「子ども」とは、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」と定義されているところです。 一方で、令和5年4月1日から施行されましたこども基本法において平仮名表記で「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されており、一定の年齢による上限が設けられておりません。

こども政策課 長	次に課題につきましては、こども基本法に規定するこども施策とは、おとなになるまで切れ目なく行われる支援であることから、第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画に規定していない18歳を超えるこどもに対する施策の推進について調査審議する必要があります。 これを受けての取組等につきましては、こども基本法に規定する次の三つのこども施策の推進について、調査審議するための体制を整えます。 一つ目の施策は、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて、18歳で途切れることがないように切れ目なく支援するものです。 二つ目の施策は、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援です。例えば、社会になじめず就労が困難な若者が、地域で自分らしい仕事に就き、結婚や子育てなどの希望がかなうように支援するものです。 三つ目の施策は、家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備です。こどもの将来の土台として、基本的な生活習慣や心を育む家庭教育が重要となります。保護者が安心感と自信を持ってこどもと共に成長できるように支援するものです。 これらこども施策の推進について東近江市子ども・子育て会議において調査審議したいと考えており、東近江市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案を6月市議会定例会に上程することを考えております。 なお、子ども・子育て会議において調査審議する施策の範囲がこれまでより広がることとなりますので、関係部署と一体となって取り組んでいきたいと考えております。 報告は、以上となります。
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
青地委員	言葉のことで質問です。「こども基本法」という名前は変わらないと捉えていいですか。
こども政策課 長	法律の名前ですので変わりません。
青地委員	「子ども・子育て支援法」と「こども基本法」ということなのですが、「こども基本法」を読んでいますと内容的には、子育ての方に力を入れた形を考えていくと捉えたのですが、そうではないですか。
こども政策課 長	今まで、子ども・子育て支援法に基づいて第3期子ども・子育て支援事業計画を策定していました。しかし、こども基本法というものが施行されると、今の第3期計画ですと、18歳までの方を対象として計画を立てておりましたが、こども基本法での定義が年齢に区切りがないため、30代などの青年期の方も対象とした施策として考えていくということです。
青地委員	年齢の幅が広がったということですね。
山本委員	第4回教育委員会定例会で、計画の説明をしていただきましたが、あの計画は作成したと

山本委員	ころではなかったですか。 このような状況になれば、すぐに見直しを視野に入れなければならないのですか。
こども政策課長	現在の第3期計画については、令和11年度までその計画で事業を進めていくのですが、今後はこども基本法に基づいた議論を進めていくということで、今回、条例を改正するというものです。今回作成した計画については、その計画で取組を進めていきます。さらに、こども基本法に定めるこども施策についても、子ども・子育て会議などで議論をしていきたいということで条例を改正します。 合わせて考えていくということになります。
教育長	先日、新聞報道で、子ども家庭庁がヤングケアラーの調査をするという記事がありましたが、内容が分かれば教えてください。
こども未来部長	具体的な調査内容は分かりませんが、子供に向けて行う調査です。ヤングケアラーの実態を把握するということで、学生にアンケートを渡して、回答をしてもらうことになっています。しかし、全国的に見ても、2割ほどの市町村しか動いていないという状況で、東近江市も動いていません。 「ヤングケアラー」という定義を国で定められたのですが、子供たちに、しっかりとその定義を説明されていないため、今年度は、子供たちにどういう人がヤングケアラーかということをしつかりと伝えていこうと思っています。自分が分かっているのに、アンケートを実施しても実態に近い回答が返ってこないのではないかと考えますので、東近江市では現在実施していません。
教育長	しっかりと調査をするという話でしたか。
こども未来部長	国はそうように考えていると思います。しかし、過度な手伝いなのか、そうでないのかなどの線引きが難しいと思います。もしかすると子供たちは、それが当たり前だと思っているかもしれないので、そこをどのように伝えるかということもあります。今、アンケートを実施したところで、ヤングケアラーについてしっかりと説明していないので、実態をつかむことは難しいと思っています。
教育長	実態はありますので、なかなか難しい問題です。 別の話ですが、大人の視点と子供の視点というのがあります。全国都市教育長協議会の会議での話ですが、女性の生理用品をトイレに置くかどうかという話で、試行的に実施した市が発表されたのですが、養護教員は、子供たちが保健室を訪ねてきたときに子供たちと接することによって、子供たちの状況を把握できるということで、そういったことが十分にできないため、トイレに生理用品を置かない方がいいという判断をして、やめましたという話をされました。ある市の方が、「それは、どう考えても大人の発想ですよ。」と言われました。中学生ぐらいのときに、本当に困った子供が、その状態で保健室まで生理用品を取りに行かなければならない状況を作っておくのは、子供の目線から見てどうなのかと質問をされました。私は、そのときまで、そのような発想が何もなく、発表された話をもっともだと思って

教育長	いました。 また、今年本屋大賞を受賞した「カフネ」では、生活支援をする話が書かれており、いろんな家庭の背景が書かれていました。それが主題ではないのですが、少し視点を変えてみると、私たちは、身の回りのことを自分でするのは当たり前だろうと思うのですが、本当に生活に追われて、それらが整えられないほど追いつめられている人がいるということが書かれていました。その本を読んでいると、そういうこともあるのだと気付かされました。 このようにいろいろな家庭の背景などの話を見聞きしていると、ヤングケアラーの背景についても少し違う視点で見る必要があるではないかと思いました。 よろしいでしょうか。 それでは、続いて「3 その他」に移ります。 各課から報告をお願いします。
各課報告	● 研究所だより No.260（教育研究所） ● 報告事項（生涯学習課） ● 報告事項（図書館）
教育長	各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	以上で、全ての議案が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。
山本委員	2点、お聞きしたいことがあります。 市役所から自治会を通じて配布された文書の中に、愛東中学校の資源回収の見直しということで、校長名で、住民宛てにお知らせがありました。「今までは11月に資源回収をしていたのですが、近年の生徒数減少に伴い、PTA会員数も減少しており、回収等の活動が困難な状況となっています。」と書かれていました。1年に1回あった資源回収をやめるというお知らせでした。 当然、そういう活動ができなくなっているということは、今まであった学校の活動やいろいろな行事にも支障が出ているのではないかと思います。このようなことが、他の学校でも起こっているのかという状況を把握されているのであればお聞きしたいと思います。本当に学校の編成等を考える時期が来たのだと思いますし、喫緊の課題だと捉えています。
管理監（学校教育担当）	昨年度は朝桜中学校に在籍しておりましたが、PTAの活動を縮小するまでには至りませんでした。しかし、先を見ていきますと、生徒数の減少も確実なことでしたので、PTA組織自体を、少し縮小しつつ、同時にコミュニティスクールに移行しながら、地域の方で学校を盛り上げていくための活動をしていくという方向転換をしたという経緯があります。 生徒数の減少に関しますと、中学校においては部活動の開設数であるなど、生徒数が減少するに従って教員数も減っていきますので、そうしますと部活動を見る教員数も減っていくことから、学校の活動についても、部活動に関して制約をかけながら運営しているところがあります。

山本委員	朝桜中学校は規模が大きいと思いますが、他の小規模の学校などはどうでしょうか。
青地委員	市原小学校についてですが、昨日、雨が降っている中、資源回収を行いました。予定通り実施するというので、集めに来てもらいました。おそらく、秋も実施するだろうと思います。 まちづくり協議会も含めてですが、地域の方たちが非常に協力的に動いてくれます。また、保護者が上手に回って、資源回収を維持しておられます。また、学校の草刈りも大変ですの で、地域にボランティアの募集をかけておられます。このように私の住んでいる地域では、地域ぐるみでやっていこうという気運がありますので、おそらく資源回収も続けていくのではないかと思います。
教育部長	八日市地区は、されているところとされていないところがあります。老人クラブもされているところがあります。また、最近では店舗に段ボールやペットボトルを回収する場所があり、回収するもの自体が減っているように思います。
山本委員	子供が減っただけではないということですか。
教育部長	資源ごみに関してはそう思います。
神寄教育長職務代理者	保護者から「1日かけて資源回収をすることは、少し負担になる。」という声が上がっており、もう少し縮小できないかという話があったように思います。
教育部長	市内の学校でPTAについての課題はいろいろ出ています。
山本委員	いろいろな問題があり、一つの現象としてこれが出てきたと捉えているということですね。 もう1点は、議会だよりにあったのですが、辻議員が給食センターについてされた質問の中に残食の話がありました。印刷間違いかと思ったほどですが、牛乳の廃棄率が、冬場ですと中学生で23.5パーセントとなっていました。4人に1人が牛乳を飲まないということですか。なぜこのようなことになるのですか。
給食センター所長	いろいろと原因はあると思うのですが、中学校になると周りの人が飲まないのだから飲まないなどという理由も聞きます。学校によって廃棄率には差があります。
山本委員	夏ですと6.5パーセントで、冬ですと23.5パーセントになるというのはなぜですか。
神寄教育長職務代理者	夏はのどが渇いて冬はあまりのどが乾かないから、好きではない人は飲まないと聞いたことがあります。
山本委員	そうなのですか。しかし、4人に1人です。一方では、給食を無料にするようにと書いて

山本委員	ありますし、どうなのだろうと思いました。牛乳を捨てるのですよね。
給食センター 所長	学校で廃棄をしています。
山本委員	この質問について答弁されたときに、再質問は出なかったのですか。
教育部長	再質問はありました。ただ、給食に牛乳はつきものだという答えしかできませんでした。栄養教諭とも話しているのですが、代わりにカルシウムを取るものがないということです。給食は、牛乳、主食、副菜となっており、牛乳はセットになっています。
神寄教育長職 務代理者	給食運営委員会でも、昨年そのような話をされていました。牛乳は、カルシウムなどの栄養素を取るときに、吸収率も良く、原価的にも良いと言われており、栄養士も計算して、献立を取り入れるときに、扱いやすいということもあるそうです。他のもので栄養素を取ろうとすると、原価も高くなるため調整は難しいと言われていたと思います。 また、パックで提供するのではなく、大きなボトルからコップに注いで提供すると、廃棄量も少なくなるのではないかなという提案もあったのですが、そうしたときの取り扱いが、衛生上、何か問題が出てくるのではないかとということもあるので、調整しきれず、ずっとそのような問題が残っているのではないかと印象を受けています。
青地委員	牛乳の問題というのは、滋賀県内はもちろん、全国的なことですよ。そうしますと、残った牛乳の量の背景についても、問題ではないかと思っています。そして、今言われた予算の問題も含めて、全国的にとまではいなくても、近畿、県内など、どこかで良い方策や工夫など、何かないのかと思います。余りにもどこでも同じ問題がずっと続いているので、そういう話題はないのでしょうか。
給食センター 所長	いろいろと検討はしているのですが、良い方策はみつきりません。しかし、牛乳以外のものをつけるなどの取組を実行し始めたところです。
青地委員	結局、飲んでいる人は飲んでいて、飲んでいない人は、全然、飲んでいないのですよね。
教育長	そうです。そこに着目しなければいけないと言っているのです。
青地委員	将来的にその差がどのように出るかということです。
神寄教育長職 務代理者	残食についてなど、いろいろな調査はされており、おそらく、栄養士から見ると献立を作成するときに、これだけの摂取量を、取ってもらう前提でないと献立を組み立てられないところがあるのではないかと思います。その上で、廃棄する量が多い場合、本当は飲んでもらうことが1番いいのですが、その廃棄する分を違う方に回せないかという話も少しでたと思います。廃棄の分を違う方向に生かすことができないかと考えるのも一つの方法だと話されていました。

教育長	廃棄は、先生や労務員がされるのですが、時間と手間がかかりますし、捨てることに罪悪感を抱くなどストレスになります。
神寄教育長職務代理者	冷蔵の状態を提供し、それが常温に戻ると状態が悪くなります。すぐに冷蔵から出した状態とは異なるので、衛生管理上、廃棄せざるを得ない状況もあるのだと思います。
教育長	よろしいでしょうか。 それでは、次回、第6回定例会は、6月23日（月）午後1時30分から、「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催しますのでよろしくお願いします。 また、第7回定例会の日程調整を行います。 7月23日（水）の午前、午後、28日（月）の午前、午後のいずれかで開催をお願いしたいと思います。委員の皆様の御都合はいかがでしょうか。
各委員	（日程調整）
教育長	また、先ほど学校教育課から報告がありました教科用図書につきましては、採択が必要となります。今年度は第8回の定例会の中で御審議いただくこととします。 日程については、2市2町の同日開催の関係で、8月22日（金）午後とさせていただきますのでよろしくお願いします。委員の皆様の御予定はよろしいでしょうか。 ここで、事務局から今後の日程について連絡があります。
事務局	（事務局から連絡）
教育長	以上をもちまして、令和7年第5回教育委員会定例会を終了させていただきます。 お疲れ様でした。ありがとうございました。
会議終了	午後3時15分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
